

入札説明書

案件名 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

I 入札説明書

この入札説明書は、本件調達に関し、関係法令及び本件調達に係る公告に定めるもののほか、一般競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない事項を明らかにする。

I 入札に付する事項

(1) 業務名

令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

(2) 業務概要

「令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務仕様書」による

(3) 業務委託期間

契約締結の日から令和7年1月31日まで

(4) 業務場所

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7 徳島県立総合教育センター

2 入札参加者に必要な資格及び資格審査の申請等について

(1) 必要な資格

- ① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和56年徳島県告示第26号）第4条第1項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「プログラム作成」又は「システム開発」のいずれかに登録されている者であること。
- ③ ②の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- ④ 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- ⑤ 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- ⑥ 3に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。

(2) 資格審査の申請の方法

2の(1)の②において、資格を有していない者は、一般競争入札参加資格申請書（様式第1号、この様式については徳島県ホームページからダウンロードするか、管財課において配布されているものを使用すること。）に必要書類を添付して入札参加資格確認申請書の提出期限までに下記に示す提出場所へ提出しなければならない。（申請内容について審査を担当する職員から説明を求められた場合はこれに応ずるものとする。）資格審査の結果については、申請者へ通知が行われる。

参加資格申請書の提出場所

徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁4階

徳島県企画総務部管財課 調度担当

電話番号 088-621-2067

3 入札説明書及び仕様書の交付場所について

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 教育DX推進課（分室） 教育DX環境整備担当

電話番号 088-672-5064

電子メールアドレス kyouikudxsuishinka@mt.tokushima-ed.jp

4 入札参加資格確認申請書の提出について

(1) 提出期限

令和6年7月16日（火曜日） 午後5時

(2) 場所

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター4階 教育DX推進課（分室）

(3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。なお、郵送の場合は、書留郵便によること。提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 現行システムの確認方法

① 期間

令和6年7月5日（金曜日）から令和6年7月12日（金曜日）まで（県の休日を除く。）の
午前9時から午後5時までの間（正午から午後1時までの間は除く。）

② 方法

期間内に次のメールアドレスに連絡し、指定された日時に現行システムを確認すること。

教育DX推進課：kyouikudxsuishinka@mt.tokushima-ed.jp

③ 備考

現行システムを確認する時間は、2時間以内とし、作業には担当が立会することとする。

5 問合せ等について

(1) この入札についての問合せ先

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 教育DX推進課（分室） 教育DX環境整備担当

電話番号 088-672-5064

電子メールアドレス kyouikudxsuishinka@mt.tokushima-ed.jp

(2) 問合せについての受付期間

問合せについては、電子メールによるものとする。

別紙「質問様式」を使用して問合せを行うこと。

なお、期間については令和6年7月12日（金曜日）午後5時までとする。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札執行の日時及び場所

① 日時

令和6年7月18日（木曜日）午前10時

② 場所

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 4階 プレゼンテーション室

③ 入札書の提出方法

持参

(2) 入札の方法等

① 入札書の作成、提出等

入札書は所定の様式によるものとし、次に示す内容を満たしていかなければならない。

ア 入札書には、入札金額、入札物件、入札保証金、入札年月日並びに住所及び氏名を記載しなければならない。

イ 文字はすべて「かい書」とし、インキ又はボールペンで明確に記載すること。

ウ 「入札金額」はアラビア数字により記載し、訂正してはならない。

「入札金額」は、「令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務」の総価を記載すること。

代金の見積もりに当たっては、この入札説明書に記載した条件を満たすため要する経費一切を含めた金額を見積るものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

エ 「入札物件」は、物件名及び数量を明確に記載すること。ただし特に指定した場合は数量の記載は要しない。

オ 入札参加者は、入札物件、契約条項等及び県の係員から指定された事項を承知の上、前号による入札書を作成し、封筒に入れて提出しなければならない。

この場合において、代理人により入札させるとときは、代理権を証する委任状を提出しなければならない。

カ 「住所及び氏名」は、次の区分により正確に記載しなければならない。

（ア）入札参加者は、住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）を記載すること。

（イ）代理人が入札する場合は、代理権を与えた入札参加者の住所及び氏名（法人、組合等にあっては当該法人、組合等の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名）並びに代理人の住所及び氏名を記載すること。

キ 入札参加者及びその代理人は、提出した入札書を書き換え又は撤回することができない。

② 再度入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合において、直ちに再度入札を行う。

再度入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限る。再度入札の回数は、原則として1回を超えないものとする。

最初の入札で入札書の内容不備により無効入札となった者も、再度入札には参加させることができない。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

① 2に規定する入札参加者に必要な資格のない者の入札

- ② 記名のない入札
- ③ 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、または一定の金額をもって価格を表示しない入札並びに次に掲げるところによりした入札
 - ア 鉛筆、その他容易に改ざんできる筆記具で作成したもの。
 - イ 金額をアラビア数字以外で記載し、又は訂正したもの。
 - ウ 金額の前に￥マークを付していないもの。
 - エ 「入札業務」で業務名の記載のないもの又は記載を誤ったもの。
 - オ 「住所及び氏名」の記載を誤ったもの。
- ④ 同一事項に対し2通以上の入札
- ⑤ 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- ⑥ 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
- ⑦ 郵便によりした入札
- ⑧ ①から⑧に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(4) 開札

この入札の開札は、原則として入札参加者及びその代理人全員の立ち会いのもとで行うものとする。

(5) 落札

有効な入札書を提出し、かつ、入札参加資格確認申請書等の審査の結果、入札公告及びこの入札予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札をしたものが2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約の締結について

(1) 契約の締結期限

落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して5日以内に県が指定する契約書により、契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(2) 契約条項を示す場所及び契約を担当する機関

徳島県板野郡板野町犬伏字東谷1-7

徳島県立総合教育センター 教育DX推進課（分室） 教育DX環境整備担当

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 入札保証金及び契約保証金

免除

8 その他

入札参加者及びその代理人が、提出する書類については、「II提出書類一覧表」のとおりである。

入札参加者及びその代理人の本人確認のため、顔写真入りの身分証明書等の提示を求めるので、必ず持参すること。本人確認ができないときは、入札に参加できません。

なお、開札時には再度入札に備えるため、入札参加者及びその代理人は、入札に使用する封筒を持参するものとする。

9 情報公開について

入札結果、参加事業者名は情報公開の対象となり、公表するので、参加事業者にあってはその旨了解の上入札すること。また、入札事務の適正化を図るため、徳島県情報公開条例に基づく文書公開の請求があった場合には、入札代理人の氏名を公開することとしますのであらかじめご承知おきください。

II 提出書類一覧表

1 入札参加資格確認申請書の提出時

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書等 1部

2 入札書提出時

- ① 入札書 1通

入札書を封筒に入れ「令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務入札書在中」と記載すること。

- ② 委任状（代理人が入札する場合） 1通

入札直前に、入札書の記載内容の確認を行うので、入札書を持参の際には、封筒に封をせずに持参すること。

3 再入札時

- ① 入札書及び封筒の予備 1通

入札書についてはコピー等を行って再入札に備えてください。

(質問様式)

令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務に関する質問書

提出者
会社名
担当部局名
担当者氏名
電話番号
E-m a i l

質問事項

(質問年月日)

年 月 日)

表題	

注：質問は、1問につきこの用紙一枚を使用し、質問が複数となる場合は、この用紙を複数枚提出すること。

提出先

宛 先 徳島県立総合教育センター教育DX推進課（分室）

電 話 088-672-5064

電子メール kyouikudxsuishinka@mt.tokushima-ec.ed.jp

(様式 1)

一般競争入札参加資格確認申請書
「令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務」

令和 6 年 月 日

徳島県知事 殿

住 所
称号又は名称
代 表 者

令和 6 年 7 月 5 日付け公告に係る「令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務」の条件付き一般競争入札に参加したく、関係書類を添えて条件付き一般競争入札参加資格の確認を申請します。

なお、以下の事項及び条件付き一般競争入札参加資格確認申請書等の提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格要綱（昭和 56 年徳島県告示第 26 号）第 4 条第 1 項の規定による審査により資格を有すると認められた者で、営業種目「情報処理」中「プログラム作成」又は「システム開発」のいずれかに登録されている者であること。
- 3 2 の審査により資格を有すると認められた者で、徳島県内に本社を有する者、又は県内の事業所等の代理人に徳島県との商取引に係る権限を委任する旨の委任状が提出されている者であること。
- 4 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていない者であること。
- 5 徳島県暴力団排除措置要綱に基づく排除措置を受けていない者であること。
- 6 入札説明書に示した交付場所において入札説明書等の交付を受けた者であること。

添付書類

- 資料 1 企業概要について
資料 2 業務の体制について
資料 3 業務の実績について

資料 1

企業概要について
「令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務」

1 本社

名 称	
代表者名	
所 在 地	
電話番号	
営業種目	
資 本 金	
従業員数	
営業年数	

2 登録内容

物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱
第 4 条第 1 項の規定による審査資格状況

営業種目コード及び営業種目	営業品目コード及び営業品目	業者コード	登録年月日

※ 令和 6 年 7 月 1 日現在の状況を記載すること。

※ この記載項目を満たす既存の資料がある場合は、この資料に替えることができる。

3 情報セキュリティに関する状況

(1) ISO/IEC27001 又は JISQ27001 に基づく認証の登録状況

規格名	登録機関名	登録番号	登録年月日	有効期限

※ 登録の状況が分かる書類を添付すること。なお、登録機関のウェブサイトで確認できる場合は、登録書類の提出は要しないが、確認できるウェブサイトの URL を明記すること。

資料 2

業務の体制について
「令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務」

1 運用保守業務体制

(1) 業務体制図

(2) 業務品質を担保するための具体的方法

2 従事する技術者の状況

(1) 責任者の状況

氏 名			
役 職			
資格取得の状況	取得資格	取得年月日	
過去の主な経歴 (過去8年分)	システム名等	発注者	契約期間

(2) 技術者の状況

氏 名			
役 職			
資格の取得状況	取得資格	取得年月日	
過去の主な経歴 (過去8年分)	システム名等	発注者	契約期間

※ 業務担当者が複数の場合には、用紙を追加しても構わない。

※ 資格取得を証明する書類を添付すること。

3 協力体制

(1) 再委託の予定（有り・無し）

「有り」の場合は、次の欄について記載すること。

委託先	
委託内容	

(2) 技術協力を要請する予定（有り・無し）

「有り」の場合は、次の欄について記載すること。

技術協力要請先	
協力要請内容	

資料 3

業務の実績について 「令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務」

※機能改善業務の実績のうち、主な業務を記載すること。

※発注者の間で締結した契約書等内容が分かる書類を添付すること。

令和 6 年 月 日

委 任 状

徳島県知事 殿

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名

私は、を代理人とし徳島県が令和 6 年 7 月 18 日に執行する
令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務の入札に関する一切の権限を委
任します。

令和 6 年 月 日

委任状

徳島県知事 殿

委任者 住所 徳島市万代町 1 丁目 1 番地
万代産業株式会社

氏名 代表取締役 徳島 太郎

受任者 住所 徳島市佐古 1 番町 1 丁目 1 番地

氏名 徳島 次郎

私は、 徳島 次郎 を代理人とし徳島県が令和 6 年 7 月 18 日に執行する令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務の入札に関する一切の権限を委任します。

- ・住所は代理人の自宅住所を記載
- ・顔写真付きの身分証明書で住所氏名を確認します。
- ・上記会社の社員の場合は、会社住所、会社名（支社・支店名等）を記載することでも可
- ・顔写真付きの社員証等で、記載内容を確認します。

入札書

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 令和 6 年度徳島県学校支援システム機能改善業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和 39 年徳島県規則第 39 号）により入札します。

令和 6 年 7 月 18 日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

再入札書

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円

入札業務 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和6年7月18日

住 所

氏 名

徳島県知事 殿

記載例（代表者本人が入札するとき）

入札書

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないものなど

入札金額	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	*	*	*	*	*	*	*	*	*

入札業務 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和6年〇月〇日

住 所 徳島県万代町1丁目1番地
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

徳島県知事 殿

役職名の記載が無い場合又は
申請時の役職名と異なる記載
の場合は無効(含個人事業者)

記載例（代理人が入札するとき）

入札書

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないものなど

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	*	*	*	*	*	*	*	*

入札業務 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和6年〇月〇日

- ・役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効（含個人事業者）
- ・住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

住 所 徳島県万代町1丁目1番地
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

代理人

住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地

氏名 徳島 次郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

徳島県知事 殿

記載例（代表者本人が入札するとき）

再入札書

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効
・鉛筆書き・2度書き
・極端にかすれているもの
・数字が特定し難いもの(「0」と「6」、「1」と「7」等)
・アラビア数字でないものなど

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	*	*	*	*	*	*	*	*

入札業務 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和6年〇月〇日

住 所 徳島県万代町1丁目1番地
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

徳島県知事 殿

役職名の記載が無い場合又は
申請時の役職名と異なる記載
の場合は無効(含個人事業者)

記載例（代理人が入札するとき）

再入札書

¥マークを付すこと
(無い場合は無効)

次の場合は無効

- ・鉛筆書き・2度書き
- ・極端にかすれているもの
- ・数字が特定し難いもの（「0」と「6」、「1」と「7」等）
- ・アラビア数字でないものなど

入札金額

拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	*	*	*	*	*	*	*	*

入札業務 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務

入札保証金 免除

上記により業務の委託を受けたいので、徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）により入札します。

令和6年〇月〇日

- ・役職名の記載が無い場合又は申請時の役職名と異なる記載の場合は無効（含個人事業者）
- ・住所、会社名、代表者役職・氏名を記入

住 所 徳島県万代町1丁目1番地
万代産業株式会社

氏 名 代表取締役 徳島 太郎

代理人

住所 徳島市佐古1番町1丁目1番地

氏名 徳島 次郎

「代理人」と記入
(無い場合は無効)

代理人の住所、氏名は、委任状と同じ内容を記載すること。

徳島県知事 殿

令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務仕様書

本仕様書は、徳島県（以下「甲」という。）が委託する「令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務」（以下「業務」という。）に適用する。

1 業務概要

本業務は、甲で運用している「徳島県学校支援システム」に機能改善及び機能追加等を行うものである。

2 業務期間

契約締結日から令和7年1月31日まで

3 担当技術者

- (1) 受託者は、本業務を履行するために、担当技術者を2名以上配置しなければならない。
- (2) 受託者は、配置する担当技術者全員の氏名、経歴を書面により、甲に通知しなければならない。
- (3) 甲は、担当技術者がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、受託者に対し、必要な措置をとるべきことを請求することができるものとする。

4 業務内容

(1) 打合せ

次の事項についての業務打合せを、担当技術者が出席し行うものとする。

なお、契約締結後直ちに初回打合せを行い速やかに業務に着手しなければならない。

ア 業務の実施計画（実施体制、作業工程、検証方法等）

イ その他、業務の実施上必要となる事項

(2) システム改修・追加

次に掲げるシステム設計及び改修・追加、動作検証を行うものとする。

ア システム設計及び改修・追加

別添「令和6年度徳島県学校支援システム機能改善内容」のとおり、システム機能を改修（設計及び開発）すること。なお、システム設計において現システムのテーブル定義等に関する必要なデータは甲より提供する。

イ 動作検証

必要な動作検証を実施し、仕様を満足する動作を確認すること。

また、改修後のシステムプログラムを、甲が甲の環境へ導入を行う際のインス

トール作業及び初期設定に関する、調査及び修正等について支援を行うこと。

(3) 利用者研修

　システム改修後にシステム管理者及び利用者に研修を行うこと。なお、時期及び日数（1日間を予定）については甲と協議により決定するものとする。

(4) 契約不適合責任期間

　委託業務完了後、1年間とし、バグ等の不具合（今回の業務に含まれない仕様変更等を除く）が発見された場合は修正する。

5 成果品

　提出書類の体裁、取りまとめ方法等については、甲の担当職員と打合せの上、作成するものとする。

- (1) 納入内容：システムプログラム（プログラムソース及びソースリスト）及びシステム管理者及び利用者マニュアル、移行データ作成ツール等
- (2) 納入部数等：電子媒体（CD-R又はDVD-R） 2部
- (3) 納入場所：甲の担当職員が指定する場所

6 資料等の貸与

- (1) 受託者は、本業務を履行するに当たり甲の保有する機器等を使用できるものとする。ただし、受託者の責めにより機器等に損傷等が生じた場合は、受託者がその責を負うものとする。
- (2) 甲は、本業務に必要な関係資料等を受託者に貸与できるものとする。ただし、受託者は、貸与された関係資料等を厳重に保管し、業務完了までに甲に返却するものとする。なお、受託者は甲に借用書を提出するものとする。

7 その他

　この仕様書に定めのない事項又はこの仕様書に関し、疑義が生じたときは、甲と受託者が協議して定めるものとする。

　注）機能改善の内容については諸事情により様式等を変更する場合がある。また、それに伴い、データベースの項目を追加する場合がある。

別添

令和 6 年度
徳島県学校支援システム機能改善内容

令和 6 年 7 月
徳島県

目 次

I 現行の学校支援システムについて	3
II 機能改善内容について	3
III 機能改善項目	3
IV 詳細仕様	
1 各種証明書	
(1) 富岡東高等学校羽ノ浦校(看護科)学業成績証明書の様式について	4
(2) 富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科)学業成績証明書の様式について	4
2 富岡東高等学校羽ノ浦校 (専攻科) 通知表の様式について	4

I 現行の学校支援システムについて

[A P サーバ]

O S	AlmaLinux 8.5
ミドルウェア	Apache 2.4.37
	MariaDB 10.6.7
	PHP 8.1.5
	eAccelerator 0.9.6.1
	Smarty 4.1.0
	extract_forwarded 2.0.2
	wkhtmltopdf 0.11.0

[D B サーバ]

O S	AlmaLinux 8.5
ミドルウェア	MariaDB 10.6.7

II 機能改善内容について

- 富岡東高校羽ノ浦校(看護科)の学業成績証明書への対応を行う。
- 富岡東高校羽ノ浦校(専攻科)の学業成績証明書への対応を行う。
- 富岡東高校羽ノ浦校(専攻科)の通知表への対応を行う。

III 機能改善項目

大項目	小項目	内容	備考
各種証明書	成績証明書	富岡東高等学校羽ノ浦校(看護科)の「学業成績証明書」を富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科)と並べて印刷できる様式に改修する。	
	成績証明書	富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科)の「学業成績証明書」を、富岡東高等学校羽ノ浦校(看護科)と並べて印刷できる様式に改修する。	
成績処理管理	通知表	成績表作成の「通知表」の様式を富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科)の科目数に対応できる様式に改修する。	

IV 詳細仕様

1 各種証明書

(1) 富岡東高等学校羽ノ浦校(看護科) 学業成績証明書

- 「学年」を「看護科」に表記変更する。
- 文書番号・発行年月日・学校名・校長名の表示・非表示を選択できるようにし、富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科)発行の学業成績証明書と並べて印刷できるようとする。

入力画面等については、契約後の打ち合わせによって決定する。

(2) 富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科) 学業成績証明書

- 「学年」を「専攻科」に表記変更する。
- 「学業成績証明書」の表示・非表示を選択できるようにし、富岡東高等学校羽ノ浦校(看護科)発行の学業成績証明書と並べて印刷できるようとする。
- データが反映されない富岡東高等学校羽ノ浦校(看護科)の成績表示部分を除外する。

入力画面等については、契約後の打ち合わせによって決定する。

2 富岡東高等学校羽ノ浦校(専攻科) 通知表

- 現行の通知表では科目数に対応できないため、対応できる新たな様式を作成する。

入力画面等については、契約後の打ち合わせによって決定する。

委託契約書(案)

徳島県（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）とは、業務の
委託について次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託する。

- (1) 委託業務名 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務
- (2) 委託業務の内容 令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務仕様書
(以下「仕様書」という。) のとおり

（委託業務の処理）

第2条 乙は、前条第2号の仕様書に従い、委託業務を処理しなければならない。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

（委託期間）

第3条 委託期間は、令和6年7月18日から令和7年1月31日までとする。

（委託料）

第4条 委託料は、金 円とする。（うち消費税及び地方消費税の額 金 円）

2 前項のうち消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、委託料に110分の10を乗じて得た額である。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、免除する。

（委託業務の調査等）

第6条 甲は、この委託業務の処理状況について、隨時に調査し、必要な報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について必要な指示をすることができる。

（委託業務の内容の変更）

第7条 甲は、この契約締結後の事情により、委託業務の内容の全部又は一部を変更することができる。この場合において、委託料、履行期間又は重要な委託業務内容を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（委託業務の完了報告）

第8条 乙は、委託業務が完了したとき及び、委託業務の内容が変更されたときは、速やかに甲が指定する委託業務完了報告書（様式）を甲に提出しなければならない。

（検査等）

第9条 甲は、委託業務完了報告書の提出を受けたときは、10日以内に、乙の職員の立会いの上、

検査しなければならない。

2 乙は、第1項に規定する検査に合格したときは、遅滞なく委託業務に係る成果品を甲に引き渡さなければならない。

3 甲は、第1項に規定する検査の結果、甲の責めに帰すべき事由を除き、不適正であると認められるときは、乙に対して、期日を指定して補正を命じることができるものとする。

4 乙は、前項の補正を命じられたときは、甲の指示により補正を行い、甲の再検査を受けなければならない。

(委託料の支払)

第10条 乙は、前条第1項又は第4項に規定するに規定する検査の結果、委託業務の成果が契約内容に適合していると認められたときは、甲に対して委託料の支払の請求をするものとする。

2 甲は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から起算して30日以内に委託料を乙に支払うものとする。

(目的外の使用禁止)

第11条 乙は、甲が指示した以外の目的のために、この委託業務に係る資料、成果品、履行過程において得られた記録等一切の資料（以下「関係資料」という。）を使用してはならない。

2 乙は、甲が別に指示する以外に成果品を複写し、又は複製してはならない。

3 乙は、甲の許可なくして、第三者に関係資料を閲覧させ、又は提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第12条 乙は、委託業務の全部又は一部の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(権利義務の譲渡等)

第13条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務又は契約の目的を、いかなる方法をもってするを問わず、第三者に譲渡し、承継し、一括して下請若しくは委任し、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得た場合、又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

2 前項ただし書きにより、乙が売掛債権を譲渡した場合、甲の乙に対する弁済の効力は、徳島県会計規則（昭和39年徳島県規則第23号）第36条に基づき、徳島県会計管理者が所管店又は代理所管店に支払通知を行った時点で生じるものとする。

(契約解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 乙が、履行期間内に委託業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。

(2) 乙が、正当な理由がなく契約を履行しないとき。

(3) 契約の締結又は履行について不正の行為があったとき。

(4) 契約の履行に当たり甲の指示に従わなかったとき又はその職務を妨害したとき。

(5) 契約条項に違反したとき。

(6) 乙が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲は乙に契約全額の100分の10に相当する額の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、委託業務の出来形部分のうち分割して承認しても利益があると甲が認める部分については、検査の上、当該検査に合格した部分の承認を行い、承認した出来形部分に相応する委託料を乙に支払うものとする。
- 4 乙は、第1項の規定により契約を解除されたことにより生じた損害の賠償を、甲に請求できないものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰する理由により委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第16条 委託業務完了後1年間において成果品の種類、品質又は数量に関して、契約の内容に適合しないことが判明した場合は、甲は乙にその旨を通知し、乙に無償にて修正を求めることができるものとする。ただし、甲の責めに帰すべき事由によるときは、この限りではない。

(権利の帰属)

第17条 乙は、委託業務の成果品に関する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。）及び所有権を、第9条第3項の引渡し時に甲に無償で譲渡するものとする。ただし、あらかじめ、甲の書面による承諾を得た場合は、プログラムの著作物につき、委託業務の成果品と同種のプログラム等に共通に使用されるモジュール、サブルーチン等及び委託業務の成果品に関するアイデア、ノウハウ、仕様を利用し、ソフトウェアを作成して第三者に販売、使用許諾（再使用許諾を含む。）等を行うことができるものとする。

- 2 乙は、著作権法上の権利のうち、著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定される権利をいう。）を行使しないものとする。
- 3 特許及び実用新案等の権利の侵害に起因する又は関連する異議、請求、損害賠償及びその他の事項について、その解決に要する一切の手続等は、乙の負担により行うこととする。なお、このことについては、甲に権利を譲渡した後においても同様とする。

(秘密の保持)

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記1「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(情報セキュリティ)

第20条 乙は、本業務の実施に当たり、徳島県情報セキュリティポリシーに基づき、別記2「情報セキュリティに関する特記事項」を守らなければならない。

(管轄裁判所)

第21条 この契約について訴訟等の生じたときは、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の裁判所とする。

(疑義等の決定)

第22条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年7月 日

甲 徳島県知事 後藤田 正純

乙

(様式)

委託業務完了報告書	
受託者の住所及び 氏名、名称	
委託業務名	令和6年度徳島県学校支援システム機能改善業務
委託契約金額	金 円
前回までの請求額	金 円
今回の請求額	金 円
契約年月日	令和 年 月 日
委託期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
業務完了年月日	令和 年 月 日
上記の委託業務が完了しましたので報告いたします。	
令和 年 月 日	
(受託者)	印
徳島県知事 後藤田 正純 殿	

別記 I

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集しようとするときは、その事務の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により収集しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の指示がある場合は、この限りでない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務については、第三者に委託してはならない。ただし、甲が承諾したときは、この限りでない。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について、隨時調査することができる。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

別記 2

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、情報セキュリティ対策の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、受託事業者が守るべき内容を十分理解するとともにこれらを遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い)

第2 乙は、情報資産（複製されたものを含む。以下同じ。）を他へ持ち出す場合には、甲の許可を受けなければならない。

第3 乙は、重要な情報を記録した媒体を廃棄する場合、情報を復元できないよう消去を行った上、甲の検証を受けなければならない。

(機器等の取扱い)

第4 乙は、使用する機器、記録媒体等を第三者に使用されること又は情報を閲覧されることのないようにしなければならない。

(従事者への啓発)

第5 乙は、この契約による業務に従事している者に対し、情報セキュリティ対策について啓発しなければならない。

(異常時の報告)

第6 乙は、情報資産に対する侵害又は侵害の恐れのある場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

第7 乙は、ネットワーク又は情報システムの誤作動等の異常を発見した場合には、直ちに甲に報告しなければならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を行うための情報資産の処理は、自ら行うものとし、甲が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(ソフトウェアの無許可導入・更新・削除の禁止)

第9 情報システムで使用する端末等におけるソフトウェアの導入、更新又は削除は、甲の許可がなければ行ってはならない。

(機器構成の無許可変更の禁止)

第10 情報システムを構成する機器の増設又は交換は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(ネットワークへの無許可接続の禁止)

第11 乙は、ネットワークへの機器の接続又はネットワークに接続している端末等の他ネットワークへの接続は、甲の指示がある場合を除いて行ってはならない。

(コンピュータウイルス対策)

第12 乙は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 外部からファイルを取り入れる場合及び外部へファイルを提出する場合は、ウィルスチェックを行うこと。
- (2) 甲が提供するウィルス情報を常に確認すること。

(法令遵守)

第13 乙は、業務の遂行において使用する情報資産について、次の法令等を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）
- (2) 著作権法（昭和45年法律第48号）
- (3) 徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号）

(実地調査)

第14 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の執行に当たり実施している情報セキュリティ対策の実施状況について隨時実地に調査することができる。